横浜市記者発表資料



令和2年7月20日建築局住宅政策課

専門家があなたの住まいのお悩みを解決!

空家・相談会を青葉区役所で開催します!

本市では、不動産、法務、建築などの専門家団体等と「空家等対策に関する協定」を締結し、空家等対策を連携して進めています。

このたび、**空家無料相談会を青葉区役所で開催**しますので、お気軽にご参加ください。 なお、本相談会は、個別相談とセミナーの同時開催であり、ご希望に応じた参加が可能です。

1 相談会の概要

<日時> 令和2年9月26日(土) 9:00~13:00

<場所> 青葉区役所3階会議室 東急田園都市線「市が尾駅」から徒歩約8分

<対象> 市内に空家を所有している方、市内の空家の活用を検討している方 等

2 相談会の内容

まずは専門家の話をじっくり聞いてみたい方は…

セミナー 各回とも定員 15 名(予約先着順)

- ●弁護士による相続セミナー(9:00~9:30) 講師 神奈川県弁護士会 大河内頼基氏
- ●不動産の終活(10:00~10:30) 講師 神奈川県土地家屋調査士会 上田尚彦氏
- ●空家・住まいの管理と耐震診断(11:00~11:30) 講師 横浜市建築士事務所協会 田中行弘氏
- ●相続に関する税金の基礎知識(12:00~12:30) 講師 東京地方税理士会 須藤尚志氏

具体的な相談にのってほしい!という方は…

個別相談 定員 15 組(予約先着順)

希望する専門家と1対1で個別相談(30分間)が可能です。

9:00~13:00の間で、ご希望の時間帯を予約できます。

〈相談できる内容〉

相続、行政手続、不動産、境界の調査、建物の耐震性、空家の地域活用、税金等

3 相談会の申込方法

<予約期間> 令和2年8月11日(火)~9月17日(木)

<予約方法> FAX、横浜市電子申請サービス、電話のいずれかで申込 ※詳細はチラシを参照 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまでより定員を減らし「3つの密」を避けた開催に努めていますが、ご参加される方におかれましても、マスクの着用などのご対応をお願いします。なお、今後の動向により、開催中止になる可能性があること、あらかじめご了承ください。

4 相談できる専門家団体

神奈川県弁護士会、神奈川県行政書士会、(公社)全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部、神奈川県土地家屋調査士会、(一社)横浜市建築士事務所協会 (特非)横浜プランナーズネットワーク、東京地方税理士会

※当日に取材を希望される場合は、9月25日(金)17時までに建築局住宅政策課へご連絡ください。

	お問合せ先		
建築局住宅政策課長	松本 光司	Tel $045-671-2917$	

空家無料相談会

専門家があなたの住まいのお悩みを解決します!

- ✔ 相続で苦労をかけたくないので、今のうちに不動産を整理しておきたい!
- ✔ 思い出の詰まった家なので手放したくないが、空家になったらどう管理・活用すれば良いの?
- ✓ 親から相続した家を売りたい、貸したい!



9/26(土

 $9:00\sim13:00$

青葉区総合庁舎3階会議室

東急田園都市線 「市が尾駅」から徒歩約8分

まずは専門家の話をじっくり聞いてみたい方

空家セミナー

各回とも定員15名(予約先着順)

弁護士による相続セミナー 9:00~9:30

講師:神奈川県弁護士会 大河内 頼基氏

不動産の終活 10:00~10:30

講師:神奈川県土地家屋調査士会 上田 尚彦氏

空家・住まいの管理と耐震診断 11:00~11:30

講師:横浜市建築士事務所協会 田中 行弘氏

相続に関する税金の基礎知識 12:00~12:30

講師:東京地方税理士会 須藤 尚志氏

具体的な相談にのってほしい!という方

個別相談

定員15組(予約先着順)

協力団体の専門家と 個別相談(30分間)が可能です。 裏面からご希望の時間帯を お選びください。

相談できる内容

相続、行政手続、不動産、境界の 調査、建物の耐震性、空家の地域 活用、税金 等

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまでより定員を減らし「3つの密」を避けた開催に 努めていますが、ご参加される方におかれましても、マスクの着用などのご対応を お願いします。 なお、今後の動向により、開催中止になる可能性があること、あらかじめご了承ください。

予約受付期間 令和2年8月11日(火)~9月17日(木) 予約受付方法

- 1. FAX(裏面申込書に記入の上、住宅政策課へ送信してください)
- 2. 横浜市電子申請サービス(パソコンまたはスマートフォンで以下からアクセスして申込み) パソコン https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=akiya21
- 3. **電話**(横浜市建築局住宅政策課へお電話ください) TEL 045-671-2922 FAX 045-641-2756 ※電話受付時間 8:45~17:15

主催 横浜市建築局住宅政策課 青葉区区政推進課

協力 神奈川県弁護士会

(一社)横浜市建築士事務所協会

神奈川県行政書士会

(特非)横浜プランナーズネットワーク

(公社)全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部

神奈川県土地家屋調査士会

東京地方税理士会



YOKOHAMA

予約に

空家無料相談会申込書

☎ 045−671−2922 F

FAX 045-641-2756

- ※個別相談とセミナーの両方の申込も可能です。
- ※申込のあと数日内に、参加可否とご参加いただく時間をご連絡いたします。

ふりがな		電話	
氏名		FAX	
住所	※区名まで	空家 所在地	※区名または市区町村名まで

セミナーをご希望の方

希望講座	□に✔を入れてください。複数参加も可能です。
	□ 9:00~ 9:30 弁護士による相続セミナー (神奈川県弁護士会) □ 10:00~10:30 不動産の終活 (神奈川県土地家屋調査士会) □ 11:00~11:30 空家・住まいの管理と耐震診断 (横浜市建築士事務所協会) □ 12:00~12:30 相続に関する税金の基礎知識 (東京地方税理士会)

個別相談をご希望の方

希望時間	□に✔を入れてください。相談時間は一組30分以内です。
	【第 1 希望】 □ 9:00 □ 9:30 □10:00 □10:30 □11:00 □11:30 □12:00 □12:30 【第 2 希望】 □ 9:00 □ 9:30 □10:00 □10:30 □11:00 □11:30 □12:00 □12:30 【第 3 希望】 □ 9:00 □ 9:30 □10:00 □10:30 □11:00 □11:30 □12:00 □12:30
相談内容	該当する項目に○をつけてください。(4)は内容を簡単にご記入ください。
	(1) 相談内容 相続 ・ 行政手続 ・ 不動産 ・ 境界の調査 ・ 建物の耐震性 空家の地域活用 ・ 税金 ・ その他
	(2) 空家の所有者 相談者本人 ・ 親族 ・ その他()
	(3) 空家になった時期 ()
	(4) 具体的な相談内容をお書きください
	(5) 相談したい専門家団体(相談内容に応じて適切な専門家を案内する場合もあります)神奈川県弁護士会 ・ 神奈川県行政書士会 全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部 ・ 神奈川県土地家屋調査士会 横浜市建築士事務所協会 ・ 横浜プランナーズネットワーク 東京地方税理士会